

Tottori Institute of Invention and Innovation

# Chizai Tottori



知財とっとり

2019

3月号 Vol. 96



鳥取花回廊

撮影：鳥取県発明協会 岩田

発行：鳥取県知的所有権センター

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL : 0857-52-6728 FAX : 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL : 0857-52-6722 FAX : 0857-52-6674





# 「知財専門家駐在日」のお知らせ

## 「INPIT 鳥取県知財総合支援窓口」

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
4月3日(水)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部センター 2階	田中(俊)弁理士
4月4日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
4月11日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
4月18日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
4月25日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

- ※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。
- ※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mail等にてご確認ください。  
INPIT鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>) では、窓口状況の確認もできますのでご利用ください。

## お申し込み連絡先

### INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

TEL 東部窓口：0857-52-5894  
西部窓口：0859-36-8300  
E-mail：torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728  
公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

## ★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。開催時間は各会場共通 13:00~16:00 です。

月 日	会 場 (予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
4月2日(火) 4月16日(火)	倉吉市立図書館 (TEL:0858-47-1183)	特許等 無料 相談会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00)
4月5日(金) 4月19日(金)	倉吉商工会議所 (TEL:0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00)
4月9日(火)	鳥取県立図書館 (TEL:0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
4月10日(水)	境港商工会議所 (TEL:0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
4月17日(水)	米子商工会議所 (TEL:0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
4月23日(火)	米子市立図書館 (TEL:0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00)

### 独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL:0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
------------------------------------	-------	-----------------------

◆とっとり知財塾～知的財産管理技能検定3級対策講座（米子）開催いたしました。

平成31年1月17日（木）、24日（木）、31日（木）、2月8日（金）と4日間にかけて、知的財産管理能力の向上を目的として、企業等における知的財産管理に関する知識と技能を測る国家試験であり、知的財産権分野の初歩的な管理能力があると認定される「知的財産管理技能士3級」を目指す方々を対象に、とっとり知財塾を米子コンベンションセンターで初めて開催いたしました。

知的財産教育協会からご紹介いただいた講師、竹本氏と我妻氏をお招きして、知財検定を受検するメリットや心構え、合格のためのポイントやノウハウなどを交えながら、知的財産管理技能検定3級対策の講座をしていただきました。



【第1回・3回・4回講師：竹本先生】



【第2回講師：我妻先生】



最終日  
模擬試験

全4回を1ヶ月かけての長帳場であったにも関わらず、参加者は熱心に学び、最終日の模擬試験では、すでに7割以上の点数を取っている方もおられ、3月3日に実施される検定に向けて、真剣な表情で問題演習等に取り組んでいました。

参加者のアンケートを集計した結果、今回の講座に対して満足・やや満足と答えた方が全員でした。また、知財検定2級対策講座の開催を希望する方が9名おられ、知財検定に対する意識の高さがうかがえました。

来年度は、すでに鳥取市内で知財検定3級対策講座を6月に予定しておりますので、それ以降に知財検定2級対策講座の実施を検討していききたいと思います。

(公財)鳥取県産業振興機構 知的所有権センター  
知財総合支援窓口担当スタッフ 小畑 佐智子

とりぎん  
文化会館にて

『とっとり知財塾』  
2019年6月に開催!!

2019年

- ◆ 6月 3日 (月)
- ◆ 6月 11日 (火)
- ◆ 6月 17日 (月)
- ◆ 6月 25日 (火)

全4回 13:30~16:30

【会場】  
とりぎん文化会館  
2階 第4会議室

★詳細は、  
鳥取県産業振興機構のHPをご覧ください

募集中





# 全国展入賞作品紹介

## ■第41回未来の科学の夢絵画展■

この絵画展は、次代を担う子供たちが未来の科学の夢を自由な発想で絵に表現することで、科学的な探究心と想像力の伸長を図ることを目的として開催しています。

鳥取県からは、第18回鳥取県未来の科学の夢絵画展で入賞した13点を応募、そのうち下記の5点が入選しました。おめでとうございます。

(展覧会は東京「国立科学博物館」地球館 2階 展示室、3階 多目的室にて4月17日～21日まで開催されます。)

入賞おめでとうございます!

### 幼稚園・保育園の部

特別賞	1点
優秀賞	5点
奨励賞	40点
応募総数	1,678点

### 幼稚園・保育園の部：「奨励賞」



「おはなばたけ すいぞくかん」

認定こども園  
あけぼの幼稚園(年長)

林 心南さん 作品

### 幼稚園・保育園の部：「優秀賞」



「ぼくの大事な弟」

鳥取第三幼稚園(年長)

池原 綜真さん 作品

### 幼稚園・保育園の部：「奨励賞」



「未来のまち」

認定こども園  
あけぼの幼稚園(年長)

矢羽田 希祥さん 作品

### 幼稚園・保育園の部：「奨励賞」



「大雨、津波もだいじょうぶ」

鳥取第三幼稚園(年少)

池原 船斗さん 作品

### 小学校・中学校の部：「奨励賞」



「宇宙旅行」

鳥取市立湖東中学校3年

西川 真央さん 作品

### 小学校・中学校の部

特別賞	11点
優秀賞	48点
奨励賞	77点
応募総数	6,114点

## 会社のヒミツを守るには（第三回） －平成27年に法律が大きく改正されました （その1）－

INPIT（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）“営業秘密110番”  
知的財産戦略アドバイザー 小原 荘平

### ■ はじめに

これまでに（第一回、第二回で）、「営業秘密とは何か」について学びました。

営業秘密には、技術上の情報も含まれること。

法律で定義された営業秘密には、①秘密管理性、②有用性、③非公知性、の三つの要件があり、実務ではその中の「秘密管理性」が重要であることなど、をご説明しました。

今回は、罰則の大幅強化など、平成27年に、大きく改正された不正競争防止法で、会社の営業秘密が不幸にも流出してしまった場合に、法律的にどのような救済が受けられるかを中心に解説します。

### ■ 不正競争防止法の改正

昭和初期に制定された不正競争防止法に、営業秘密の規定が導入されたのは平成になってからのことで、当初は「民事的な保護」だけでした。

図1に示すように、その後これまでに何回もの法改正を重ね、営業秘密の保護が強化されてきました。

会社の営業秘密（前回までに、ご説明した三つの要件を満たす情報資産）が不幸にも流出した場合に、侵害行為が、不正競争防止法の類型（なにをしたら営業秘密の侵害行為になるか）にあてはまれば1）、民事的な保護、さらには刑事的な保護を受けられる可能性があります。

その不正競争防止法について、

① 秘密情報の不正な取得や使用に対する罰則の大幅強化

② 営業秘密侵害罪となる対象者や対象行為を大幅に拡大

する法改正が行われ、平成28年1月から施行されています。

企業間の国際競争が激しくなって行く中で、我が国の産業競争力や雇用の基盤として、企業情報の重要性が大きくなっています。その一方で、前回までにご紹介した様に、国家的な財産とも言えるような重要な技術情報の海外への流出事件が相次いで起こるなど、企業情報の漏えいリスクが大きくなっています2）。

### 昭和9年 旧不正競争防止法 制定

平成2年改正	営業秘密の不正取得・使用・開示に対する民事規定の創設
平成15年改正	営業秘密侵害罪への刑事罰の導入 （3年以下の懲役・300万円以下の罰金）
平成16年改正	秘密保持命令等民事裁判の審理における営業秘密の手続的保護
平成17年改正	法人処罰規定の導入等 罰則強化（5年以下の懲役・500万円以下の罰金）
平成18年改正	罰則強化（10年以下の懲役・500万円以下の罰金）
平成21年改正	営業秘密侵害罪の目的要件の変更 従業員等による営業秘密領得自体への刑事罰の導入等
平成23年改正	営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備
平成27年改正	<b>罰則強化</b> 昨年の国会で成立。平成28年1月1日～施行

## 近年の被害事例の高額化を踏まえた抑止力の向上が課題

（例）新日鐵vsポスコ：元社員の報酬は数億円、新日鐵は1000億円の賠償を請求

	改正前	改正後	(参考) 海外の法制
①懲役・罰金刑	10年以下 1000万円以下	変更なし 2000万円以下 (※3000万円)	改正後は他国と比較して遜色ない
改正後	「不当な報酬の没収」もあり ← 罰金刑のみでは抑止力不十分		
②海外重課	なし	→ 対象※ に	
改正後	海外に置かれているサーバー内の営業秘密も対象に		
③告訴の要否	親告罪	→ 非親告罪	
従来親告罪だったのは	「刑事裁判における営業秘密漏えい」への懸念 から		
④罰金刑 (法人重課)	3億円以下	→ 5億円以下 (※10億円)	
改正後	「犯罪収益の没収」もあり ← 罰金刑のみでは抑止力不十分		
⑤未遂犯	既遂のみ対象	→ 未遂も対象に	
民事では	除斥期間が「10年から20年」に拡大		
	<small>経済産業省「営業秘密保護強化に関する最近の政策展開について」 平成27年1月 明治大学知的財産法政策研究所(IPLPD)シンポジウム を参考に作成</small>		

	自然人	法人
米国 (経済スパイ法)	・10年、罰金上限なし ・犯罪収益は没収 (外国政府漏えい目的は15年以下、500万ドル以下)	・500万ドル(約5億円)以下 ・犯罪収益は没収 (外国政府関与は1000万ドル又は不当利得額の3倍)
韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	・5年、500万ウォン (違反行為による利得額が500万ウォンを超える場合は、不当利得額の2~10倍以下 外国で使用する目的での漏えいの場合は10年以下、1億ウォン以下)	・犯罪収益は没収
ドイツ (不正競争防止法)	・3年以下(外国開示、使用の場合等は5年) ・罰金は上限なし	・100万ユーロ以下 ・犯罪収益は没収

図2 不正競争防止法改正(本年1月より施行)の概要(刑事罰を主とした抜粋)

大幅な罰則強化の目的は、このような状況下で、営業秘密を盗もうとする行為者への抑止効果(犯行を思いとどまらせる効果)を狙ったものです。「不正漏えいが割に合わない社会の構築をめざす」と言うこともできるでしょう。

図2に、改正内容の概要を示しました。

改正後は、図2の右側に示した様に、米国、ドイツ、韓国など法律で厳しい罰則を規定している諸外国と比較しても遜色のない内容になっています3), 4), 5)。

### ■ 民事的保護について

不幸にして営業秘密が流出してしまった場合、以下の請求ができます。

#### ① 差止請求：侵害行為をやめさせる

我が国の不法行為法は、損害賠償請求を基本とし、差止請求は原則的に認められていません。しかし、競争事業者間で行われる不正行為については、事後的な損害賠償請求のみでは救済として不十分であることから、不正競争防止法では損害賠償請求に加えて、特に差止請求権が付与されています 6)。

※不正行為：ある者が他人の権利ないし利益を違法に侵害する行為

#### ② 損害賠償請求：経済的損失を賠償させる

今回の法改正では、(従来大きな負担であった)原告の立証負担の軽減がはかられています。営業秘密の使用行為は、被告(加害者)の工場内などで行われることが多いため、ほとんどの民事裁判では、原告(被害者)が侵害立証の証拠を持っていない実情を考慮して導入されました。

#### ③ 信用回復措置 信用の回復をはかるため新聞への謝罪広告掲載などを要求する



不幸にして、営業秘密が流出してしまった場合には、営業秘密侵害行為（不正競争行為）に対して、以下の請求ができます

## 差止請求

（不正競争防止法 第3条）

- ・ 侵害の停止又は予防
- ・ 侵害行為を組成した物の廃棄
- ・ 侵害行為に供した設備の除去 等

## 損害賠償請求

（不正競争防止法 第4条）

- ・ 「故意又は過失」による侵害に対して（損害額の推定規定あり（第5条））

## 信用回復措置請求

（不正競争防止法 第14条）

- ・ 「故意又は過失」により営業上の信用を害された場合は、信用回復措置を請求できます

※ 不正競争防止法改正（本年1月1日より施行）により

- 除斥期間が（旧法の10年から）20年に拡大

などが、はかられました

図3 営業秘密の民事的保護

今回は、ここまでです。

なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的見解に基づくもので、筆者が所属する組織の見解を示すものではないことをお断りしておきます。

次回も、引き続き営業秘密の刑事的保護などを解説します。

### 参考文献

1) 経済産業省「不正競争防止法2015」2015年8月1日 P22、P54～55

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2015unfaircompetition-gaiyou\\_r.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2015unfaircompetition-gaiyou_r.pdf)

2) 渋谷高広「中韓産業スパイ」日経プレミアシリーズ 日本経済新聞社

3) 柿沼重志「産業競争力の維持・強化のための営業秘密保護法制の見直し」立法と調査 2015.5 No. 364

4) 木元修文「営業秘密保護強化に関する最近の政策展開について」2015年1月15日

明治大学知的財産法政策研究所シンポジウム

[http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/\\_src/20150115/20150115kioppt.pdf](http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/_src/20150115/20150115kioppt.pdf)

5) 経済産業省 知的財産政策室「平成27年不正競争防止法の改正概要（営業秘密保護の強化）」

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27\\_jitsumusyq\\_txt/21.pdf](https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27_jitsumusyq_txt/21.pdf)

6) 経済産業省 知的財産政策室「逐条解説 不正競争防止法」P23

（第四回）に続く

---

### 著者略歴

---

小原 荘平 昭和55年 日本ビクター(株) (現 JVC ケンウッド) 入社、  
(おはら そうへい) 技術開発部門、法務・知財部門に在籍

平成26年 工業所有権情報・研修館 知的財産戦略アドバイザー  
～ 現在に至る

連絡先: 03(3581)1101(特許庁代表番号) 内線 3844

---



## 「地域に根付くネーミング」

一般社団法人 鳥取県発明協会

理解増進担当スタッフ 米村 由美子

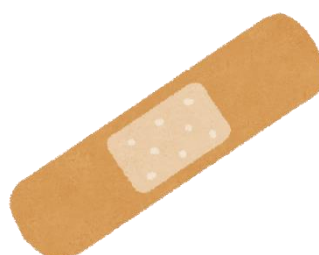


1 1月より鳥取県発明協会の理解増進担当者として着任いたしました米村と申します。配属されて4カ月あまりが慌ただしく過ぎ、、、、私自身も知財のことについて勉強しながら、理解増進担当スタッフとして、知財窓口の周知活動を行う日々です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、話は変わりますが、皆様は「カットバン」はご存知ですか？傷をした時に貼るアレです。分からない方は、さては鳥取県民ではないですね～。

私は、進学、就職でしばらく大阪に住んでいたのですが、大阪出身の友達に「カットバン持ってない？」と聞くと目がハテナに。「カットバンって何なん？」と言われてしまいました。カットバンとは絆創膏のことなのですが、私は全国共通であの傷に貼るものは「カットバン」だと思っていたのです。調べてみると、「カットバン」と呼ばれているのは主に、鳥取・島根・岡山・山口・東北地方・愛媛・高知・佐賀・長崎・鹿児島だそうです。「カットバン」とは固有の商品名で、驚いたことに、他県でも、「リバテープ」「バンドエイド」「サビオ」などその県のメジャーな絆創膏の銘柄が、方言のように呼び名として定着しているそうです。私のように、全国共通の呼び名と思っていたのに、県外では通じなかったことにショックを受けたという方も多数いるとか。隣り合う県でも呼び名が違っており、製造元の所在地や、商品の流通ルートの関係が考えられるそうです。製造元の会社も、自社が考えた絆創膏のネーミングが地域に根付いて、方言のように皆に呼んでもらい続けていたら嬉しいですね。

知財窓口では、創業、開業の際に不可欠な商品名や社名のネーミングの商標相談も行っております。安心して事業を行い、自社のブランドとして発信していきましょう。



ネズ爺 & ハテナンの

# 特許探偵団

DETECTIVE TEAM OF PATENT



古いものを簡単に捨てないことも大切じゃ。



ネズ爺

## Vol.25 スプールジョイント～英国人の発明(前)

ハ：これは、継ぎ手ですか。今回は英国の発明ですね。

爺：そう、この継ぎ手は、スプールジョイント (Spool Joint) というんじゃ。

ハ：スプールですか？ どういう意味ニャンでしょう。

爺：“Spool”とは“巻芯”のことじゃな。

ハ：ああ、確かに。中央に2つのフランジが付いた円筒体で、巻芯みたいですね。

爺：出願人は、フェアリー社 (Fairey) という英国の飛行機メーカーじゃ。今回は、この発明を通して、英国人の技術に対する姿勢を考察してみるぞ。

### PATENT SPECIFICATION

Application Date: July 6, 1920. No. 19,010/20.

168,215

Complete Left: Apr. 6, 1921.

Complete Accepted: Sept. 1, 1921.

#### PROVISIONAL SPECIFICATION.

#### Improved Means for Jointing Structural Elements in Aircraft.

We, THE FAIREY AVIATION COMPANY LIMITED, a British company, and CHARLES RICHARD FAIREY, a British subject, both of Cranford Lane, Hayes, in the County of Middlesex, do hereby declare the nature of this invention to be as follows:—

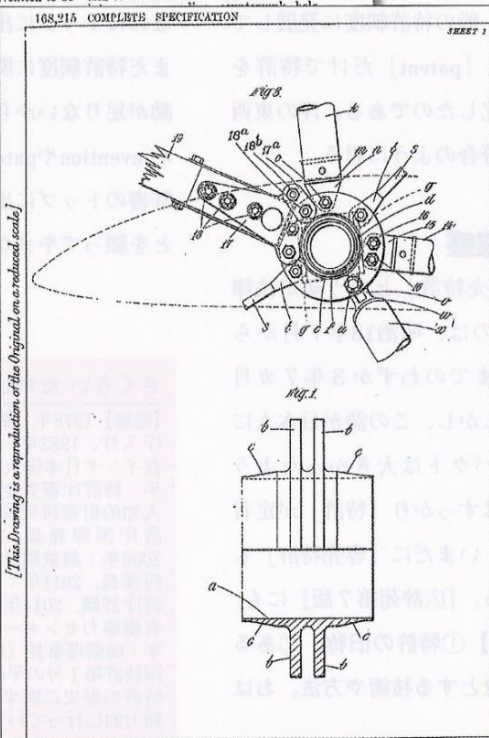
This invention relates to jointing structural elements in positions where several members come together at different planes, and where they may be of different construction, wooden, tubular, steel, cable, subject to varying loads in tension or bending or a combination of such loads.

It is the object of this invention to provide improved means for jointing such members whereby each member may be mounted or dismounted quickly and all brazing or metal parts may be avoided.

According to this invention a spool or ferrule having radially extending circumferential flanges, is adapted to be secured to one end of a structural element of the framework of an aircraft, the adjacent ends of other structural elements being secured to the circumferential flanges, or in the free end of the spool.

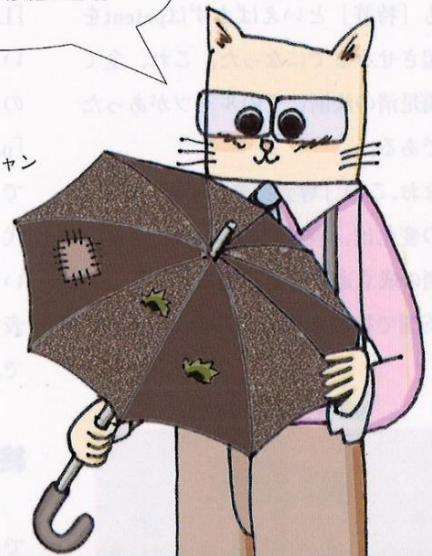
In one form of the invention the spool is turned out of the solid in suitable metal, with a cylindrical end and a pair of substantially opposed circumferential flange surfaces, the surface of the spool is tapered at each end to avoid a sudden change of strength and the webs may be drilled through them for well as apertures for hall bolts.

[Price 1/-]



フレーム構造は傘みたいなものだから修繕は容易でしょうね。

ハテナン



今回の特許公報：

航空機の構造材継ぎ手手段の改良

英国特許第 168,215 号

発明の名称：Improved means for jointing structural elements in aircraft

出願人：FAIREY AVIATION CO., LTD, Charles R. Fairey 他

出願日：1920年07月06日

登録日：1921年09月01日



## 1. ソードフィッシュ雷撃機

爺：まずは、模型を見てもらおう。この特許発明の出願人、フェアリー社が製作したソードフィッシュ<sup>※1</sup>という名の飛行機じゃよ。



ハ：複葉機ですね。布張りだし、なんだか古くさい感じの飛行機ですニャ。第一次世界大戦で使われた飛行機ですか？

爺：第二次世界大戦で活躍した英国海軍の雷撃機じゃ。

ハ：へー、スピットファイアと同じ時代の飛行機ですか。さすが、古いものを大事にする英国です。英国海軍は旧式の飛行機を大事に使ったのですね。

爺：何を言うとする。この機体は1935年に英国海軍に正式採用された機体じゃ。1939年の開戦時、決して旧式機というわけではないぞ。

ハ：ええ～！ 日本海軍でさえ、真珠湾攻撃で使った97式艦上攻撃機<sup>※2</sup>は、引き込み脚を持つ単葉機ですよ。

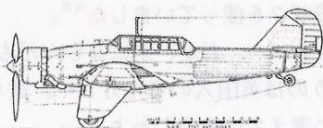
爺：米国海軍が同時期に採用したTBDデバスター雷撃機も単葉飛行機じゃな。世界的なトレンドは、より高速を出せる単葉機だったわけじゃ。



出典：ウィキペディア 項目「97式艦上攻撃機」「TBD」

ハ：英国海軍は、単葉機の開発を考えなかったのですか？

爺：もちろんしておる。開発仕様番号はS.9/30じゃ。つまり、設計の開始は1930年だったのじゃが、正式化までの5年間には次のような単葉機案も出たんじゃ。



出典：「Aero guide classics No.4 Swordfish」Line wrights LTD出版

ハ：おお！カッコイイじゃニャいですか。ということは、英国海軍はあえて複葉機を採用したのですね。

爺：速度は遅くなるが、低速での安定性は良好になるから。フラップさえ付いていないのじゃ。

ハ：確信的でしたか。フラップなしとは徹底してますね。

爺：下は、同機の組み立て中の写真じゃ。機体構造をフレーム構造で布張りにしたのも意味があるのじゃよ。



出典：「Swordfish at war」lan Alan LTD出版 p.13

ハ：ほんとだ、骨だらけですね。その意味ってなんですか？

爺：複葉機となって速度が遅くなれば、銃弾を受ける可能性も高くなろう。外板が構造材となっているモノコック構造では、外板にたくさんの銃弾を受けると強度が低下して空中分解してしまう可能性があるからな。

ハ：えっ、じゃあ、フレーム構造なら大丈夫なんですか？

爺：銃弾が布張りを貫通するだけじゃからのう（笑）。

ハ：うーん。素直に納得していいのニャア。

爺：そう言うでない。ソードフィッシュは、二つの軍事作戦で名を残した機体じゃ。一つは、「タラント夜襲」<sup>※3</sup> もう一つは「ビスマルク号追撃戦」<sup>※4</sup> じゃ。

ハ：それぞれ、どんな作戦だったんですか？

爺：「タラント夜襲」はイタリア海軍の停泊地を奇襲した作戦、「ビスマルク号追撃戦」はドイツの巨大戦艦ビスマルクを悪天候のなかで沈めた作戦じゃ。

ハ：へー、見かけによらず活躍したんですね。

爺：特に後者の作戦は、空母がひどい波浪にさらされたなかでの出撃だったんじゃ。もし、フラップ等を有する近代的な単葉機だったら離着艦できなかつたろう。

ハ：複葉機の低速安定性が吉と出たのですね。

爺：うむ。そして、特に注目すべきなのは、両作戦での生還率の高さじゃ。前者は21機中19機が、後者は空母から出撃した24機全部が生還しておる。

ハ：フレーム構造のタフさも証明されたわけですね<sup>※5</sup>。

### COMMENTS

- ※1) 1934年に初飛行し、翌年正式採用された。魚雷攻撃、着弾観測、偵察の任務を目的として開発された。
- ※2) 日本海軍の97式艦上攻撃機は1937年の正式採用。米国海軍のTBDデバスター雷撃機も1937年の正式採用。
- ※3) 1940年11月11日にイタリア半島のヒールの付け根にあるタラント軍港を夜間に航空魚雷で奇襲した英国海軍の作戦。戦艦1沈没、戦艦2大破、重巡洋艦1・駆逐艦1小破の大きな戦果を挙げた。1941年12月の日本海軍による真珠湾攻撃のモデルになったといわれる。
- ※4) 1941年5月24～27日にかけて行われた海戦。英国海軍は、空母ヴィクトリアスと空母アークロイヤルが攻撃に参加し、後者から発進したソードフィッシュ雷撃機の魚雷を戦艦ビスマルクの舵付近に命中させて、その自由を奪った。
- ※5) 一方でFw190戦闘機に6機全機が撃墜されたという記録もあり、低速なだけに戦闘機に対しては脆弱だった。



## 2. クレームと実機での使用

爺：さて、今回の特許発明のクレームを考えてみるぞ。

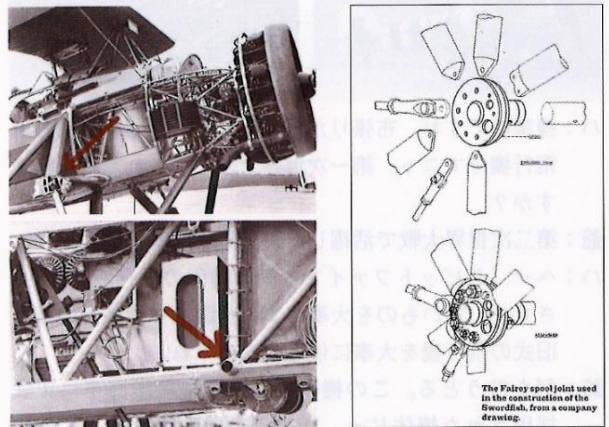
1. Means for joining the structural elements in aircraft, constituted by a tubular spool turned out of the solid and having at or near the centre of its length two or more radially extending circumferential flanges and adapted to be secured by its one end over one end of an element of the framework of an aircraft, the adjacent ends of other elements being secured to the circumferential flanges or in the free end of the spool.  
 2. Joints for the structural elements in aircraft constructed and arranged substantially as hereinbefore set forth with reference to the accompanying drawings.

1. 航空機における構造材を結合する手段であって、堅牢体からなるチューブ状の円筒棒により構成され、その長手方向の中央もしくは中央付近において放射状に延びる2またはそれ以上の円形フランジを有し、航空機のフレーム構造の部材の一端を取り付けて固定し、前記部材の隣接する一端は前記フランジもしくは前記円筒棒の自由端に取り付けられる。  
 2. 航空機における構造材のための継ぎ手であって、前述した添付図面に示すように実質的に構成され、変更されたもの。

ハ：「放射状に延びる円形フランジ」がキーですね。  
 爺：そうじゃ。全方位にフレーム構造を構築できるからな。  
 ハ：第2クレームも「添付図面に示すように」なんて面白い表現ですニャ。  
 爺：うむ、歴史を感じる表現じゃ。第1クレームは「手段」として技術概念を、第2クレームは「継ぎ手」そのものをクレームしているわけじゃな。  
 ハ：もし、現代の日本で、こういうクレームを書いて特許出願したらどうなるでしょう？  
 爺：特許法70条には、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」と規定されている。図面を引用する書き方は、方式拒絶の対象になるじゃろうな<sup>※6</sup>。  
 ハ：いいアイデアだと思ったのですが残念ですニャ。  
 爺：まあ、「添付図に示す〇〇」というクレームは、米国の意匠特許では認められているのがう、例外じゃ。

ハ：ソードフィッシュの話から始まったということは、同様に、この特許発明が使われていたのですね。

爺：そうじゃ。下の写真と図面を見るがいい。スプールジョイントは、フェアリー社自慢のアイデアだったようじゃ。



出典：いずれも「Swordfish at war」前出 p.p27～29  
 (写真中の矢印は筆者)

ハ：ほほー、確かに使ってますね！ 今、気付いたんですが、この特許発明の出願は1920年ですよ。15年後も同じ技術を使っていることになりますニャ。  
 爺：お主だって、発明されて80年近くたつプラスネジ<sup>※7</sup>を日々使っておろう。  
 ハ：いやいや、フレーム構造自体が時代遅れです。航空機という先端技術にあって、進歩がニヤイですよ。  
 爺：それこそ実に英国らしいところじゃよ。  
 ハ：「保守的」ということですか？  
 爺：ネガティブな「保守的」という言葉は正しくないのう。「古くても良いものは良い。変える必要のないものは変えない」という考え方じゃ。  
 ハ：まあ、新しいものが全て優れたものとは限りませんが。ガンダムでは、ザクⅡが開発された後でも補給部隊のガデムが旧ザクを使っていました<sup>※8</sup>。  
 爺：またワカランことを……。だが、手になじんだものを大切に使うというのは英国人の考え方じゃ。彼らは、技術も同じように考えているのじゃよ。



### COMMENTS

- ※6) 特許審査基準2.2に掲載される、明確性要件違反の類型として「g請求項の記載が、発明の詳細な説明又は図面の記載で代用されている結果、発明の範囲が不明確となる場合」が挙げられている。現在の日本特許出願では認められない記載である。
- ※7) プラスネジ（フィリップスネジ）は1936年の特許発明。2016年5月号の本連載で取り上げた。
- ※8) 「機動戦士ガンダム」第3話。モビルスーツの補給艦バブアの指揮官ガデムは、「(旧ザクと共に) 百戦錬磨の戦いをくぐり抜けてきた」との理由で、新型のザクⅡが登場してもなお、旧式のザクを使用していた。



### 3. 「戦争は勝てばよい。そこは技術競争の場所ではない」

爺：ハテニャン、お主は、技術革新<sup>※9</sup>というものをどの  
ように考えておる？

ハ：そりゃ、考え方を切り替えて、新しい技術思想を取り  
入れるということでしょう？

爺：古い技術を新しい技術に置き換えるということかな。

ハ：それが「技術革新」ではないでしょうか？

爺：英国人は、そうは考えんじやろう。現在の技術を踏ま  
えて新しい技術を生み出すのが彼らの技術革新じゃ。

ハ：技術の乗り換えはしないということですね。

爺：うむ。お主は、布張りなんて古くさいと言ったが、フェアリー社は1937年になっても次のような布張りの特許を出願しておる<sup>※10</sup>。古い技術を捨てずに粘り強く  
伸ばしていくのが英国人じゃな。



「Swordfish at war」前出 p.12  
(写真中の矢印は筆者)

ハ：第一次世界大戦の終結から20年もたって、いまだに  
布張りの技術に改良を続けるなんて、他国では考えられ  
ないかもしれませんニャア。

爺：英国人は決して新しい技術に踊らされない人々じゃ。

ハ：そう言われると、日本は古いものを捨てて、常に新し  
いものに乗換えがたがる傾向にありますね。

爺：ソードフィッシュの後継機が、次の機体じゃ。



ハ：ニャンと、後継機も、固定脚の複葉機なんですね。

爺：もっとも、このアルバコア雷撃機<sup>※11</sup>は失敗作で、ソー  
ドフィッシュより先に引退してしまったがな。

ハ：ハハハ (苦笑)。

爺：ワシが尊敬する故佐貫亦男先生<sup>※12</sup>は、英国人の考え  
方をこのように述べている。「戦争は勝てばよい。そ  
こは技術競争の場所ではない」と。

ハ：考えさせられる言葉です。今まさに、電気自動車、ロ  
ボット、AIとさまざまな「技術革新」の真っ最中ですが、  
トレンドに惑わされることなく、今まで培ってきた技術  
を簡単に捨てたくないものです。

爺：そのとおりじゃな。次回も、英国人らしい特許発明を  
取り上げてみるぞ。

#### 映画『サンダーバード6号』

英国の特撮映画『サンダーバード6号』には、英国人の技術に対する考え方がよく出ている。そのストーリーは次のとおりである。国際救助隊の技術者であるブレインズが新救助メカ、サンダーバード6号の開発に行き詰まる。彼は、気分転換を兼ねて、のんびり空を飛ぶ近代的な飛行船「スカイシップ1」を設計するが、飛行船はその処女飛行において、産業スパイの陰謀により鉄塔に衝突し、墜落寸前の状況となる。

タイガースも描かれていた



イマイ社製「スカイシップ1」  
のプラモデルの箱絵



デハビランド・タイガース練習機

国際救助隊は飛行船に取り残されたブレインズたちの救助を試みる  
が、彼らを救ったのは、国際救助隊の近代的なメカではなく、旧式の  
複葉機だった。この事件により、ブレインズは、最新の技術のみが優  
れたものではないことに気付き、この旧式機をサンダーバード6号と命  
名する……というものである。この複葉機は、デハビランド・タイガ  
ース練習機という、実在の航空機であったが、ディレクターのゲリー・  
アンダーソンは、案外、ソードフィッシュ雷撃機の活躍を想って、この  
ストーリーを執筆したのかもしれない。

中川 裕幸

中川国際特許事務所  
所長・弁理士

Hiroyuki Nakagawa : Head  
Patent Attorney at  
Nakagawa International  
Patent Office  
〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町

1-36-7 蛸殻町千葉ビル6F



#### COMMENTS

- ※9) 英語の「Innovation」を和訳したものが、中国語では「技術創新」である。日本語が「革命」に通じる「革」を使ったために、「刷新」の意味が入り、余分な「呪い」が入ってしまったように感じる。原語にはその意味はなく、筆者は中国語の訳のほうが正しいと思う。
- ※10) 英国特許GB478855 (出願日1937年1月2日)、発明の名称「Improved Means for Securing Fabric to Aircraft Wings and the like」。
- ※11) 同じくフェアリー社が製作した機体。飛行の安定性、トールエンジン信頼性などの理由により、ソードフィッシュ雷撃機より前の1944年には退役してしまった。『世界の駄っ作機 第1巻』(岡部ださく著 大日本絵画社)に、その駄作機ぶりが愛をもって解説されている。
- ※12) 1908～1997年。戦争中プロペラの設計に従事され、その後、日本大学などで教鞭を執りながら『ヒコーキの心』『飛べヒコーキ』など数多くの技術エッセーを残された。この言葉は、『飛行機の再発見』(講談社p.203)の章タイトルから引用した。



# 書籍のお知らせ（発明推進協会の本 2019.3）



## 1月1日から適用の新基準です！ 類似商品・役務審査基準

特許庁 著  
A4判 936頁 定価3,240円  
送料実費

商標登録出願には、商品名若しくは役務名を記載する必要があります。具体的な商品名及び役務名をこの「類似商品・役務審査基準」に基づいて願書等に記載しなければなりません。本書は、出願人等において、出願や調査等に必要不可欠なものです。2019年1月1日に適用が始まった国際分類第11-2019版に対応しています。

ISBN978-4-8271-1319-8

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



## 1月1日の法令に準拠！ 平成30年改正 知的財産権法文集 平成31年1月1日施行版

発明推進協会 編  
A6判 1248頁 定価2,700円  
送料300円

本書は「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）」や「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）」など、特許法をはじめとする知的財産権に関する法律全般を掲載したものです。「著作権法の一部を改正する法律」のメインの施行時期（平成31年1月1日）にあわせて法律等を掲載します。

なお、未施行の法律は施行のものとは区別するため点線で囲み、その情報を掲載します。

ISBN978-4-8271-1310-5

鳥取県発明協会 会員価格： 2,160円



## 第17版出ました！ 審判便覧 改訂第17版

特許庁審判部 編  
A4判 1104頁 定価6,480円  
送料実費

産業財産権法及びその政省令には、拒絶査定不服審判、無効審判をはじめ様々な審判や異議申立て、再審など、産業財産権の有効性や審査における処分に関する争訟を扱う制度及びその手続等が規定されています。本書は、審判官が事件を処理するにあたり、法令の制定趣旨、裁判・審決例に示された法令の解釈等について、公正かつ的確な審決・決定が行われることを目的として、特許庁が編集したものであり、審判請求人、代理人をはじめ事件に関与される方々にも、審判部の運用についてご理解し、円滑な審判手続が行われるよう、その内容を公表しています。第17版は、特許異議申立制度の運用の見直しや訂正一般についての説明の明確化等に関する改訂を行い、平成30年10月から運用が開始されています。

ISBN978-4-8271-1317-4

鳥取県発明協会 会員価格： 5,184円



## インド特許実務を理解するために！ インド特許実務ハンドブック

Dr. Vinit BAPAT・安田 恵 著  
A5判 392頁 定価4,320円  
送料350円

インドは米国や英国と同じ判例法の国であるため、その法体系を理解するには多大な労力を要します。

本書は、特許法と権利化実務のポイントを直感的に理解できるよう図面を多く使い、具体的な実務を容易にするため、重要事項については法律および規則の内容を詳しく説明しています。

また、法律等が整備されていない部分については、現地代理人と議論し、実際の実務を確認しながら、法律上妥当と考えられる実務指針をインド弁理士と日本弁理士が具体的に説明しています。

ISBN978-4-8271-1311-2

鳥取県発明協会 会員価格： 3,456円



## 加速する商標の重要性に対応 世界の商標ハンドブック

特許業務法人三枝国際特許事務所商標・意匠部 著  
A5判 276頁 定価2,700円  
送料300円

商品やサービスの流通は年々盛んになっています。商標制度に対する期待も高まっていますが、その運用は国や地域等により少しずつ違っているのが課題といえます。日本においてもマドリッド協定議定書（通称「マドプロ」）に加入し、その加盟国の増加に伴い、制度の使い勝手がより高まっており、さらに平成27年4月から新しい商標の運用が始まっているため、ますます商標制度に期待する傾向が増大すると考えられます。そこで、商標権を有効に活用するためには、当該国の新しい商標について採用の有無や加盟している条約などを調査することは不可欠です。本書は、99の国又は地域などの情報を一か所に纏めたハンドブックで、世界規模での商標制度を活用するための足がかりとなる一冊です。

ISBN978-4-8271-1285-6

鳥取県発明協会 会員価格： 2,160円



## これから知財担当者になる方必見！ 知財担当者になつたら読むべき本

大石 憲一 著  
A5判 196頁 定価1,900円  
送料300円

知財業務自体が知的財産を扱うという仕事の性質上、秘密裏にかつ少数で行われるため、業務内容が広く周知されず、また専門的で特殊であることから余計に分かりにくいという苦手意識を持つ方も多くいます。

本書は、知財業務のノウハウを、この業界に20年以上いる著者が事例も挙げ、分かりやすく解説しています。

これから知財担当者になる方、知財担当になつたが知財業務の進め方がよく分からないという方には必見です。

この本を読めば、苦手意識も解けるはずです。 ISBN 978-4-8271-1297-9

鳥取県発明協会 会員価格： 1,520円

鳥取県発明協会の会員様は  
発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。  
【書籍申し込み・入会お問い合わせ】



12 2019.03



一般社団法人鳥取県発明協会

☎ 0857-52-6728

E-Mail hatsu@toriton.or.jp



# 鳥取県特許関係情報 (平成31年2月発行)

## ◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆

出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック	受精卵判定装置、受精卵判定システム、受精卵判定方法及び受精卵判定プログラム	2019-017289	2017-138096	2017/7/14
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	情報処理装置	2019-028598	2017-145471	2017/7/27
寿スピリッツ株式会社	網膜保護剤の製造方法および網膜保護剤	2019-019072	2017-137974	2017/7/14
有限会社河島農具製作所	高所作業機	2019-026421	2017-147039	2017/7/28
株式会社寺方工作所	非磁性高強度ステンレス鋼加工品およびその製造方法並びにその製造装置	WO2018/143113	2018-533954	2018/1/29
国立大学法人鳥取大学	外来遺伝子発現ワクシニアウイルスの製造方法	WO2018/012570	2018-527653	2017/7/13
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	非磁性高強度ステンレス鋼加工品およびその製造方法並びにその製造装置	WO2018/143113	2018-533954	2018/1/29
日中東北物産有限会社	組立式倉庫	登-03220361	2018-004949	2018/12/19
菊川 清	バランス運動装置	特-06473945	2018-132864	2018/7/13
国立大学法人鳥取大学	植物育成用遠赤色照明装置及び植物育成用遠赤色照明装置を用いた植物の栽培方法	特-06475035	2015-021507	2015/2/5

## ◆商標出願状況◆

商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務
川内 豊明	あみだくじ式損益計算書	2018- 14455	第9類, 第16類, 第35類, 第41類, 第42類
川内 豊明	社長の貸借対照表	2018- 14456	第9類, 第16類, 第35類, 第41類, 第42類
菌興椎茸協同組合	菌興、謹製、GENBOKUSHIITAKE	2018- 48324	第29類, 第31類
Vege Lab株式会社	華恋	2018- 57289	第31類
Vege Lab株式会社	華愛	2018- 57290	第31類
堀井 俊伸	あなたの健康講座	2018- 47776	第41類
岡野 元英	天使のお守り、ενεσις、ANGEL、GENESIS、創世記のタマゴ、モトフサ現代美術館	2018- 16226	第20類
岡野 元英	天使のタマゴ、ANGEL	2018- 18730	第20類
株式会社澤井珈琲	さくら、ワイニー	2018- 56238	第30類
有限会社 村岡オーガニック	葱取県	2018- 59179	第29類, 第31類

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会（0857-52-6728）まで申し込んでください。（価格・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円+送料）

## 鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
  - サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報の特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
  - その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)  
公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
  - 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
- ～入会(会員)及びサービスの詳細は下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください～

## 鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

### 《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除 (この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

### 《年会費》

一口 3,000円 (何口でもご加入いただけます)

### 《申し込み方法》

下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください。

地方発明表彰の  
応募締切は  
3月29日(金)  
までです



### ■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会  
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号  
電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674  
E-mail:hatsu@toriton.or.jp